

## 法務省政策評価有識者会議（第73回）議事録

### 1. 日 時

令和6年6月7日（金）13:11～15:14

### 2. 場 所

法務省地下1階大会議室

### 3. 出席者

#### <政策評価有識者会議構成員>

朝 日 ちさと	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授
石 谷 匡 希	株式会社いしたに製作所代表取締役
井 上 東	公認会計士
(座長)小 川 恵 司	弁護士
横 田 響 子	株式会社コラボラボ代表取締役

#### <法務省出席者>

法務事務次官	川 原 隆 司
大臣官房政策立案総括審議官	上 原 龍
官房参事官（予算担当）	白 鳥 智 彦
大臣官房秘書課付	寺 下 征 司
大臣官房人事課付	菅 原 健 志
大臣官房秘書課E B P Mアドバイザー	田 原 英 典
大臣官房秘書課E B P Mアドバイザー	菅 章
大臣官房司法法制部参事官	石 田 佳世子
大臣官房司法法制部補佐官（紛争解決業務認証担当）	岡 田 康 裕
大臣官房司法法制部紛争解決業務認証第二係長	阿 部 愛 子
民事局民事第二課所有者不明土地等対策推進室長	清 水 慶 徳
民事局総務課民事監査官	三 枝 稔 宗
民事局民事第二課不動産登記第四係長	前屋敷 慶
法務総合研究所総務企画部副部長	川 淵 武 彦
法務総合研究所国際連合研修協力部教官（国連アジア極東犯罪防止研修所次長）	菅 野 直 樹
法務総合研究所国際協力部副部長	野 瀬 憲 範
法務総合研究所総務企画部国際事務部門主任国際専門官	金 澤 潤

#### <事務局>

大臣官房秘書課政策立案・情報管理室長	小 島 まな美
大臣官房秘書課法務専門官	城 暁 仁

#### 4. 議 題

令和6年度事後評価実施結果報告書(案)について

#### 5. 配布資料

資料1-1:【司法法制部】政策評価書(案)

資料1-2:【民事局】政策評価書(案)

資料1-3:【法務総合研究所】政策評価書(案)

参考資料1:法務省政策評価に関する基本計画

参考資料2:令和6年度法務省事後評価の実施に関する計画

#### 6. 議 事

○事務局 定刻より少し早いのですが、準備が整いましたので、開催させていただきたいと思  
います。

それでは、これより第73回法務省政策評価有識者会議を開催いたします。

初めに、川原法務事務次官から御挨拶を申し上げます。

○川原法務事務次官 委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、第73回法務省政策  
評価有識者会議に御出席いただき、誠にありがとうございます。

昨年度、当省では、政策の進捗状況や政策を適切に把握する機能を強化し、法務行政にお  
けるEBPMの実践を一層進めるため、昨年度、EBPMアドバイザーを採用しました。本  
年度の政策評価書案は、政策を所管する部局等が、当該政策をより良いものとするを  
目標に、EBPMアドバイザーの助言を受けながら政策効果の把握・分析に取り組み、取りま  
とめたものでございます。

本日は、この政策評価書案について、委員の皆様のお意見を伺うこととしております。本  
年度から新たに委員になられた有識者の方も含め、多角的な観点から、当省の政策の改善に  
向けた忌憚のない御意見をいただきたいと存じます。

最後に、今度とも、法務行政につきまして、一層の御理解と御支援を賜りますようお願い  
申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

○事務局 川原法務事務次官は公務のため、ここで退席いたします。

続きまして、本年度から新たに5名の方々に政策評価有識者会議の委員を務めていただく  
こととなりました。本日はそのうち3名の委員に御出席いただいておりますので、五十音順  
で御紹介させていただきます。

石谷匡希委員です。

○石谷委員 よろしくお願いいいたします。

○事務局 小川恵司委員です。

○小川委員 小川と申します。よろしくお願ひします。

○事務局 横田響子委員です。

○横田委員 よろしくお願ひします。

○事務局 ありがとうございました。

また、御紹介させていただいた3名のほか、朝日ちさと委員、井上東委員からも引き続き  
御意見を賜りたく存じます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

なお、本日は猪熊律子委員、堀田聰子委員、宮園久栄委員は、残念ながら御欠席となっております。

猪熊委員からは事前に御意見を頂戴しております。本日の資料としてお手元のタブレット端末に準備させていただいておりますので、御参照願ひします。

続きまして、議事に入らせていただく前に、座長の選任をさせていただきます。

座長の候補につきましては、篠塚前座長を通じて、日本弁護士連合会から小川恵司委員を御推薦いただいております。皆様、御異議ございませんでしょうか。

御異議なしと認めます。

この後の議事につきましては、小川座長にお願いさせていただきます。小川座長は座長席への御移動をお願いいたします。

それでは、小川座長、御進行のほどよろしくお願ひいたします。

○小川座長 座長をさせていただきます、小川と申します。よろしくお願ひします。

それでは、議事に入ります。限られた時間ではございますが、皆様と改善につなげるための有意義な議論を進めてまいりたいと考えておりますので、御協力よろしくお願ひします。

それでは、令和6年度法務省事後評価実施結果報告書案「裁判外紛争解決手続の拡充・活性化」について、大臣官房司法法制部から説明をお願いします。

○石田司法法制部参事官 司法法制部の参事官の石田と申します。お手元の資料、司法法制部と記載のある政策評価書案の資料に基づいて、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化について御説明させていただきます。

まず、スライド4枚目、評価の概要というところです。ADRと呼ばれます裁判外紛争解決手続の拡充・活性化につき、まず成果として挙げられるものとして、3点ございます。2007年度の制度開始以降、2018年度には年間1,600件を超える受理件数を達成しております。また、認証ADR事業者数は緩やかな増加傾向が続いております。さらに近時、デジタル技術、ウェブ会議ですとかチャットを活用してADRを実施する、ODRというものを実施する認証事業者が現れたという点がございます。

他方、明らかになった課題といたしましては、近年の認証ADRの利用件数が年間1,000件程度で推移していると、件数の伸び悩みがあるというところがございます。また、ADRの認知度につきましては、ADR全体で見ても20.9%、ODRにつきましては15.5%という低い水準にとどまっております。また、ODRの導入につきましても、ごく一部の事業者にとどまっております、ニーズに応じた柔軟な手続進行といった制度本来のメリットを發揮できていないという点が挙げられます。

次に、スライド6枚目を御覧ください。ADRの拡充・活性化の取組の背景といったところを御説明申し上げます。まず、そもそもADRとは何かということで記載してございます。ADRといえますのは、様々な民事上のトラブルについて裁判以外で法的なトラブルを解決するという方法の総称であり、例えば仲裁ですとか調停、あっせんなどがこれに当たります。また、裁判所で行っております調停や、行政機関が行うものもADRではありますが、この事業の対象となりますのは法務大臣が認証した民間事業者が行うもの、手続の愛称としては「かいけつサポート」と銘打っておりますが、その手続となります。スライド向かって左側がパンフレットの表紙で、向かって右側がパンフレットに紹介している解決事例となります。

スライド7枚目を御覧ください。ADRが求められる背景ですが、ADRの利点である手続の柔軟性あるいは簡易迅速性、非公開性、それから、紛争内容に応じた専門家の活用といったところを生かして、裁判以外の方法で紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択するという点を容易にして、司法アクセスの拡充を図っているという点にございます。認証ADR事業者数は現在は169あり、受理件数についても年間1,000件程度で推移しているということになります。認証取得している事業者としましては、弁護士会、司法書士会、行政書士会議等のいわゆる士業団体、それから各種法人、株式会社などのほか、個人で認証を取得しているところもございます。

スライドの右側にADRのメリットを記載しております。紛争の類型に応じた専門家のサポートが受けられるですとか、プライバシーの保護が図られるといったところもございます。また、休日や夜間でも手続が可能であるという事業者がいたりするところもメリットとして大きいと思いますし、先ほど申しましたODR、オンライン上で手続が可能な事業者があるということで、自宅にしながら手続ができるといったところもメリットとして挙げられるかと思ひます。

スライド8枚目を御覧ください。認証ADR事業者が取り扱う紛争の受理件数を示しております。左側のグラフ、民事一般という青色で示したものと、特定分野、オレンジ色で示したものがございますが、近年はこのうち青色の民事一般の部分を取り扱う認証ADR事業者の受理件数はやや減少傾向にあるといえます。なお、グラフで2020年度から2021年度に受理件数が減少している点については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響があったと考えられるところです。向かって右側のグラフは、特定分野内での受理件数の推移を示したのになります。特定分野といひますと、労働ですとか交通、知財など様々なものがありますが、2018年度以降、生活環境や家事分野の紛争を取り扱うADR事業者の受理件数が多くなっているといひことがいえます。また、特定分野につきましては、何か大きな問題が発生した際に認証ADR事業者の受理件数が増加する傾向が見られまして、特に金融・保険分野については、この傾向が顕著であるといひます。

続きまして、スライド9枚目です。ODRが求められる背景について、御説明を申し上げます。ODRというのはADRの特徴に加えて、オンラインでやりますので、時間的、場所的な制約を受けない、対面、移動に伴う心理的負担も大幅に軽減できるといったメリットを有しておりますので、ADRの可能性を大幅に広げることができるものと期待しております。これまではコストとか当事者間の距離等の問題から、納得の行く解決を諦め潜在化していた紛争についても、法による公正かつ適正な解決の場を提供することがODRによって可能になると考えております。海外では、アメリカのeBay社というオンライン上の取引を行うプラットフォームを提供している事業者ですが、こちらのレゾリューションセンターなど、各国でODRの社会実装といひのが進んでおります。ODR推進のためのこれまでの取組として、右側に記載しているところですが、ADR週間を設定して一体的な広報を行うといったこととすとか、ODRの社会実装のための実証実験を実施するなどしてきたところです。

スライド10枚目を御覧ください。裁判外紛争解決手続、ADRの拡充・活性化の取組全体像と目的について示したのになります。この施策、大きな柱として2つ掲げておりまして、認証ADR制度の適正運用とADRのデジタル化、ODRの推進といひ2つになります。それぞれの柱ごとに2つずつ目的等を設定しておりますが、順次御説明を申し上げます。

スライド12枚目を御覧ください。1つ目の柱である認証ADR制度の適正運用の状況ということになります。ADRの利用を促進する前提としては、まずもって認証ADR制度が適正に運用されているということが必要不可欠になります。そのための活動目標として、適切な認証審査・監督業務の実施、また認証ADR制度の利用の促進という2つの目標を設定しております。具体的な取組を記載しておりますが、適切な認証審査・監督については法定の基準、要件の適合性審査であるとかADR事業者の監督、それから認証申請を検討している者からの相談への対応等がございます。利用の促進に関しては、国民向けの周知広報を行っていくということで、パンフレット配布ですとかインターネット上の広報等を行っているところでございます。指標については、それぞれ記載しておりますが、事前相談件数の推移ですとか、周知広報の件数で見えております。

スライド13がそのアウトカムというところになります。アウトカムの指標としては、認証ADR事業者数、それからADRの認知度でそれぞれ見ております。認証ADR事業者数ですが、左側のグラフのとおり2022年度で168事業者、現在は169と緩やかに増加しているということがいえ、今後より多様な事業者が参入してくることを望んでいるところです。他方でADRの認知度につきましては、右側のグラフのとおり20.9%と低い水準にあり、認証ADRに限って見ますと2.7%と、かなり認知度が低いという問題がございます。

スライド14を御覧ください。認知度に関する分析を行いました。3点明らかになっているところです。1点目として、トラブル経験を有している者はADRを認知している割合が高いといえます。2点目、年齢層によって経験するトラブルは異なるものの、近隣紛争についてはどの年齢層においても上位に出てくるということ。3点目、トラブル経験を有している者は様々な経路を通じてADRの認知に至っている可能性があるということ。こうした傾向を分析して、認知度を上げていく必要があるかなと考えております。

続きまして、スライドの16枚目を御覧ください。もう1つの大きな柱でありますODRの推進についてですが、ODRを推進していくための活動目標としましては、ODRの参入支援、認知度向上という点と、質の高いODRの社会実装という2つの目標を設定しております。大きな取組としましては、アクションプランというものを策定し、有識者会議、ODR推進会議を設置した上で認知度調査や海外調査研究を実施してきました。また、ODR導入を検討する事業者からの事前相談への対応等も行っております。さらに、昨年度2023年度にODRの参入支援ということで、ODR実証実験も行っていました。その他、具体的な取組はスライドを御参照いただければと思います。

では、このODR推進のアウトカムについて、次のスライド17を御覧ください。アウトカムの指標、同様にODRの利用件数、それからODRの対応事業者数、ODRの認知度で見えてまいりますと、2021年度のODR利用件数は110件、2022年度にODRに対応した事業者数は16、これは現在は45程度まで増えております。また、ODR認知度は15.5%と、いずれの指標も芳しくないというふうにいえるかと思えます。

スライドの18を御覧ください。ODR認知度についても一定の分析を行ったところ、2点明らかになった傾向がございます。左側のグラフで示されているところですが、ADRを認知している人はODRも認知している割合が高いということ、それから、右側のグラフで示されるように、ADR同様、トラブル経験のある人はODRの認知度も高い傾向が見られ

ることがいえます。これらを踏まえますと、ODRを知らない人であってもトラブルに直面した際、何らかの手段でODRを知る機会があるということが想定されますので、トラブル直前時の行動を把握し、当事者にODR関連情報を適切に提供していくということが必要かと考えられます。

続きまして、スライド19、ODR実証実験の結果明らかになった課題について御紹介しますと、代表的なものとしまして、相手方が話し合いに応じる応諾率が低いという点が挙げられます。御覧いただいて分かる通り、ADR全体の応諾率というのは6割を超えているんですけども、ODR実証実験の際の応諾率が3割にとどまっているというふうに低くなっております。また、ODR実証実験を離れて見ましても、チャット型ODRを実施している事業者の応諾率というのはADR事業者全体の応諾率の数値よりも低いという傾向があると、この応諾率の低さというのがひとつ、課題になります。

続きまして、スライド21を御覧ください。全体の状況、今後の方向性についてということで、全体のアウトカムを見ますと、ADR受理件数は年間1,000件程度で横ばいであり、さらなる件数の増加が必要であると認識しております。2028年度までにADRの受理件数を現在の倍の年間2,000件程度とし、そのうちの4割である800件程度をODRで利用してもらえるようにしたいというふうに目標設定をしております。ADR、ODRとも、さらなる利用の増加が求められ、また、より利用しやすい紛争解決手続となるためには、応諾率を上げていくということが求められるかと思えます。

続きまして、スライド22です。受理件数の向上に向けまして、受理件数と認知度について地域別等の分析を行ったものです。まず、受理件数ですが、民事一般分野において都道府県別で認証ADR事業者の受理件数を集計すると、地域差、地域ごとにばらつきがあるということが分かりました。左側のグラフになりますが、民事一般分野の受理件数と都道府県数を示したグラフで、ほとんどの地域で受理件数が少ないということが分かる一方、一部の都府県で受理件数が多くなっているというように、地域差があるということが分かりました。また、認知度についても地域差があるということで、右側のグラフですが、地域別のADR認知度と、受理件数が多かった四つの都府県の認知度を重ねたものになります。受理件数の多かった4つの都府県における認知度というのは、それぞれの所在する地域全体の認知度よりも高いところに位置しているということが分かりました。今後はODRの普及に伴って、こうした地域差というのは解消されていくのではないかと期待されております。

続きまして、スライド23、最後に今後の方向性についてということですが、今後はODRが普及することによって、これまで認証ADRを利用してこなかった人たちもADRを利用してくれるようになるのではないかと期待されております。ODRを含むADRをどう拡充・活性化していくかということですが、何よりもADR、ODRの認知度向上ですとか、利用の増加というのを図っていく必要があります。そのため、認知度調査により、遭遇するトラブルの傾向やその解決に向けた行動を年代別に分析、洗い出しをし、各年代やトラブル類型に応じた効果的な広報の手段を検討するという事を考えております。

次に、ODR推進の課題としましては、認証ADR事業者のODR導入への隘路となっている課題を解消していく必要があります。そのため、ODR実証実験の結果明らかになった課題への対応策を検討し、認証ADR事業者や新規事業者に対してODR参入の支援を行っていくということ、併せて、チャット型ODRの利用促進を図るための適切な周知広報等を

行っていくといったことを考えております。

以上、駆け足になりましたが、「裁判外紛争解決手続の拡充・活性化」に関する説明を終わりとさせていただきます。

○小川座長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。御意見、御質問のある委員は挙手をお願いします。

井上委員、お願いします。

○井上委員 井上です。御説明ありがとうございました。私は3年前から民事調停、いわゆるADR、裁判の方のADRなんですけれども、やらせていただいております。この4月からは、裁判所の方でもリモート導入ということで、使い勝手をよくするというのを進めておりますので、今日御説明いただいた政策、ADR、ODRは本当に必要な政策であると理解しております。

1点、意見と、1点、質問なんですけれども、意見の方は、実はこの「かいけつサポート」に実際ホームページから入らせていただいて、使い勝手といいますか、どんな感じかを見せていただいたんですけれども、入り口の相談内容とか、どういう業者いるのか、どこのエリアでやりたいかとか、一応そこら辺はすごく分かりやすいといいますか、すんなり入れたと思います。その辺りは特に問題はないのではないかというふうに感じました。

最後、業者さんが複数抽出されて出てくるんですけれども、そこから先が非常に使いづらい感じがしました。選ぶに当たり、どのエリアの業者がいいのか、自分の相談とマッチしているのか等についてヒントになるようなものがなく、6ページの右側の解決事例にあるように、人が出ていて、こんな経験がありましたというような、いわゆる口コミ的なもの、一般的にインターネットでいろいろな検索して調べるときに、やっぱり評価だとか口コミだとか、そういうのがあるとすごく参考にしやすいのですが、そういったものがどの程度できるのか分かりませんが、そういうものがあつた方が選びやすいのではなからうかという感じがしました。

もう1点は、業者さんの説明の中に費用的なものが書いてあるんですけれども、裁判所の民事調停でいうと100万円以内の調停だと大体数千円、100万円だと1万円の費用で済むんですけれども、何となく業者さんの費用の説明を読むと、入口から1万5,000円とか、結構高額な感じがしました。その辺りも、認証の方に行かずに裁判の方に行く人が多いのではないかという、感じがしました。まとめますと、最後に、業者一覧が出てきたときにその先に行く手助けと費用の面、この辺を改善した方がいいのではないかというのが意見です。

質問の方なんですけれども、21ページ、全体のアウトカムで、受理件数は横ばいであり、さらなる件数の増加が必要という現状認識をされているようですが、この下の表を見ると、事業者数が先ほど御説明いただいたように右肩上がりになっているのに対して、受理件数は2018年から、これは明らかに急落していると読んだ方が正確なのではないかと思います。数字的には、1,000ぐらいで横ばい状態ですという説明も可能なのかもしれませんが、事業者数は圧倒的に増えているので、そういった観点から見ると、これは急落していると判断した方が良いと思います。であるので、この急落原因というのが何なのかというのを調べさせていただいて、それに対して対策を打たないといけないのではないかというのが、私がこれを拝見したときの印象なんです。その辺り、分析とか対策というのはどういうふう

に考えられているかというのが2番目の質問です。

以上です。

○石田司法法制部参事官 ありがとうございます。1点目、御指摘いただいた「かいけつサポート」のウェブサイトについてですが、解決事例等をもう少し紹介していった方がいいのではないかというのは、こちらでも検討しているところなんです、非公開の手続で、その秘匿性を重んじているというところから、事例の公開にちゅうちょする事業者さんが多く、なかなか進んでいないという実情がございます。また、認証を受け持っている公平な立場にいるべき法務省として、最後、複数抽出された事業者をどう選んでいくかというところへ利用者目線でアドバイスがなかなかできていない、中立性・公平性を重んじるあまり利用者目線のアドバイスができないというところは、御指摘のとおりかなと思っております。こちらとしましては、各事業者がそれぞれ設けているウェブサイト等に直接URLでアクセスできるようになりますので、その事業者のウェブサイト等を見てもらって、どこがいいかを選んでもらうということを想定はしておるんですけども、御指摘いただいた点を踏まえて、なお、このウェブサイトをもっとユーザー目線で使い勝手のいいものにしていただけるといいふうに思いました。

あと、費用の点は、裁判所の調停が非常に安価で質の高いサービスを提供しているというところは、なかなか太刀打ちし難いところがあるんですけども、養育費などでは自治体の費用のサポート等もあって、そういった制度を紹介することによってADRを利用しやすいような環境づくりに努めていきたいかなと思っておりますが、ちょっと限界があるところもあって、検討させていただければと思います。

最後、件数の点のお尋ねなんですけれども、確かにこのグラフ、ちょっと古いものになっておりまして、事業者からの報告がどうしても、前年度の分を報告してもらって、1年かけて統計に出すので、タイムリーに出てこないところがありますが、最近ですと、2022年の受理件数を見ますと1,200件程度にはなっており、この2020年度から2021年度の減少はコロナの影響というのがあったかと思われまますので、そこからは少し回復してきているということで、年間1,000件程度で推移しているという御説明を差し上げました。また、2018年度にちょっと件数が突出して多くなっているんですが、これは金融ADRで、特定の問題があったものに対応した件数が特定の事業者のところでも急が増えているというのがあって、やや異常値的なところがあるかなと思っております。おっしゃるとおり、調停の件数等も下がっているような話も伺いますので、ADR全体の件数をもっと慎重に見ていく必要があると思いました。

あと、事業者で実質活動していないような事業者というのも結構ありまして、事業者数が増えているといっても実働している数はそれほど多くないというところがございます。ちょっと今、正確な数字は出ていないですが、実働している事業者は60程度かというところがございます。確かに1事業者当たりの件数が減っているんじゃないかという御指摘を今いただきましたので、少しその辺りも分析していく必要があるかなと、今ちょっと的確なお答えができないんですが、そのように感じました。ありがとうございます。

○井上委員 お答えいただきありがとうございます。口コミのところなんですけれども、例えば、受理件数を書くかというの、やはり中立性を失わせるような形になるのかどうか。もし大丈夫であれば、受理件数だけでも出ていけば役に立つと思います。ただ、ゼロのとこ

ろには頼みづらいということもあるので、それはどうかという意見もあるはと思うんですけども、少なくともその辺りを強化していただくやり方があればいいのではないかと考えています。

○石田司法法制部参事官 事業者の検索のところに受理件数が出てきた方が分かりやすいということかと思うんですが、ウェブサイト上は一応、受理件数は事業者別のものは公開しているというところがございます。でも、いただいたアイデアを踏まえてちょっと検討させていただければなと思っております。ありがとうございます。

○小川座長 ありがとうございます。私も昨年度まで、認証ADRである第二東京弁護士会の会長をやっておったんですが、昨年はかなり増えておりますし、今年はさらにそれを上回る見込みであるということなので、ちょっとまた最新の数字が出たら御教示いただければというふうに思います。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

横田委員、お願いします。

○横田委員 今のお話は面白いなど、受理件数を表示するのは結構悩ましい点があるなど思っていて、多いところにだんごになって増えても困るし、次は多分、分散化の話も出てくるのではないかというふうに思ったりするので、ユーザー側からすると、どこに相談しやすいかが重要だと思いますので、併せて、すみません、御検討いただきたいというふうに思ったのが、まず1点目です。

2点目は、ODRの方のお話をさせていただければと思います。応諾率が低い点が課題にあったかと思うんですけども、実証の段階で見えてきた課題を解決したら、もうちょっとそれは上がる可能性があるのか、あるいは打診された相手方さんが、年齢面の問題等も含めて、受けづらいみたいなどころがあるのかというのを、分かった範囲で、まず教えていただけますでしょうか。

○石田司法法制部参事官 実証実験で応諾率が低かった原因を十分分析し切れていないところはあるんですが、いかんせんメールで、こういう申立てがありました、応諾していただけますかというような通知が行くもので、バルクメールと一緒になくなってしまってメールに気づいてもらえていないのではないかという懸念がありました。実証実験の途中からは、日本弁護士連合会名義の郵便を併せて送るとい、ODRに似つかわしくないアナログな手段なんですけれども、そういう手段を講じて若干は応諾率が少し良くなったというところがあるので、メールを見過ごされているというところが原因としてひとつ考えられるかなと思いました。

○横田委員 広報の方は、ターゲティングをしながら対策を練っていくというふうに書かれていたと思いますけれども、ODRの事業者さんを増やしていくにしても、やはり引き受けやすい年齢層の案件に絞って、それに対応できる事業者さんを増やしていくとかそういったところ、得意なところが得意なものをやればいいという考え方で進めていくのもひとつかなというふうに思いました。

御説明にあったように、アメリカはeBayがODRをやっているということで広がっているというのもあると思います。場合によってはプラットフォームにそういった機能を持っていたらのように働き掛けるというのが恐らく一番親和性が高いのではないかとというふうに思ったりするので、そういった取組が進んでいるようであれば教えていただければと思いますし、そうでなければ積極的にターゲティングしていただければというふうに思います。

○石田司法法制部参事官 ありがとうございます。今のプラットフォーム事業者にODRの搭載を働き掛けるという点は、まさにこれから我々がしていかなければいけないと認識しているところでございます。どうしても法務省で認証事業者を所掌事務として持っている関係上、これまで特定のプラットフォーム事業者に働き掛けるというのは、所管省庁も違うということもありまして、あまりしてこなかったところなんです。社会全体にODRというものを認知してもらうことが、まずもってその制度の周知には役立つと思いますし、場合によってはその応諾率という点でも、こういう制度があるんだということを広く知ってもらうことが効果的なのかなと思ったりしておりますので、プラットフォーム事業者、取引の場を提供している事業者にODRというものを実装してもらえないかということ働き掛けていかなければいけないと、御指摘を踏まえて思いました。ありがとうございます。

○小川座長 石谷委員、お願いします。

○石谷委員 すみません、今、井上委員からお話のあった事業者のところの話なんですけれども、ちょっとここ、私は割と専門なので、フォローさせていただきたいと思うんですけれども、世の中に口コミサイトとかいろいろありますよね、グーグルマップにしる、食べログ、あともろもろあって、こういうものが運用されてきて、もうざっくり15年ぐらいになっていて、どのレーティングも大体ほぼ機能しないということが分かっているんですね。何とかというと、公平性という意味での個人間の感覚のずれが大き過ぎるんですよ。誰かにとっての5と誰かにとっての1が違い過ぎるという問題。ただ、唯一1個だけ確実に正しいといえる指標がありまして、口コミの多いところはいいところなんです。なので、公平性というのを、事業者の公平性という意味ではなくて、利用者から見た場合の公平性というふうに見た場合に、口コミが多いところは恐らくましなのではないかという指標には多分なるんですよ。なので、実際に利用された方からどうそれを取るかというのは、別の問題としてはあるんですけれども、いい結果に結びついたところは恐らく口コミの数が増えるはずなんです。そこにあまり質とかを求めても、結局その人の個人的なものに非常に引っ張られてしまうので、あまりよくなくて、単純に利用者が多いということもあると思うんですけれども、そこに若干の問題性があるのであれば、何らかのアンケートみたいなものを設定して、アンケートの回答率が高いであるとか、そういった形はできるのかなというところはあるかなと思います。

それからあと、広報に関してですけれども、これは鶏、卵にはなってしまうんですが、利用件数を指すのか、認知を指すのかというのは、どちらかが上がればどちらかが上がるので、どちらをというところは難しいところではあるんですけれども、この施策においてはどちらとするというのは取りあえず決めないことには多分、分析が進んでいかないと思うので、まずはそれをどちらを優先させるのかというところからスタートさせていくのがいいのかなというふうに思いました。要は、認知だけを目指してしまうと、多分すかすかなことになって、今度は利用者ばかり目指していくと認知がちっとも広がらないということにはなりがちなんですけれども、とはいえ事業の性質においてどちらを優先させるかという議論は必ず必要になってくると思うので、そこは入れていただけるといいかなと思いました。

以上です。

○石田司法法制部参事官 ありがとうございます。アンケートなどを設けて回答を紹介してみるというのは非常に、役所としては取っつきやすい、口コミよりはなじみやすい方法かな

と思って伺っておりました。検討させていただければと思います。

○石谷委員 何も内容を公開する必要僕は全然ないと思うんですよね。ここはアンケートがいっぱい集まっています、で終わり。それだけでも、アンケートゼロのところとアンケートが100件回答があるところで、どちらがいいだろうと考えたときに、普通はアンケートとか回答が多いところの方は、まあまあかなと思いますよ。

○石田司法法制部参事官 ありがとうございます。また、利用件数と認知の広がり、どちらを優先するかというの我々も常に悩んでいるところなんです、一般の方に認知してもらうというのはなかなか限界があって、分析にあったように、紛争に直面したときに知ってもらうということがありますので、そういった切り口で、必要な人のところに必要な情報として届けていくということで、利用を増やしつつ認知も広げていくということを今、考えております。ありがとうございました。

○小川座長 朝日委員、お願いします。

○朝日委員 すみません、ひとつだけ。全体の流れが今のやり取りでとてもよく分かりました。トラブルにつながる、ターゲットをどちらかという絞っていくやり方というところで納得しました。

1点、先ほどの急落要因、受理件数ですかね、そういった動きのところ外部の要因が、例えばコロナですとか、あと金融、何か事件があったときに関心が高まるとか、ニーズも高まるというようなことがあったかと思うんですけれども、アウトカムとして見ていくというときに、その外部の要因というところがどういうふうに扱うのかというところの分析は、やっぱり私も大事なと思ひまして、認知を広げたり、トラブルの種類に応じて情報提供していったり、プラットフォームに働き掛けたりといったところの効果がきちんと出ているにもかかわらず、上下してしまう部分だと思いますので、そこがどう影響しているかという外部要因の部分というのをもう少し、その影響を整理されて見ていくといいのかなというふうに思いました。

以上です。

○石田司法法制部参事官 ありがとうございます。御指摘のとおりかと思ひます。

○小川座長 ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

菅EBPMアドバイザー、お願いします。

○菅EBPMアドバイザー EBPMアドバイザーの菅でございます。よろしくお願ひいたします。今回、政策評価書の作成の御支援もしているのですが、ちょっと立場が複雑なんですけれども、先ほど少しあった、全員が知らなくてもいいので、トラブルがあった人が知ればいいというところで、少しコメントをさせていただきます。

今回まさにADRって、困ったときにちゃんとスムーズにそのADRにたどり着けるかというところが重要なと思ひて、先ほどの「かいけつサポート」で事業者が出てきて選べないみたいな話にも関係しますけれども、例えばホームページのアクセス解析みたいなものができて、どこで離脱しているのかみたいなものが取れると、先ほどの議論のエビデンスにもなるのかなと思ひましたので、今回というよりは次のステップかなと思ひますが、是非そういったところも検討いただければなと思ひます。

コメント、以上でございます。

○石田司法法制部参事官 ありがとうございます。取り組みたいと思ひます。

○小川座長 ほかに御意見ございますか。

横田委員、お願いします。

○横田委員 幾つか目標値に関する意見も出てきているかと思えます。私は結構、事業者の数を追っていくということをどう見ればいいのかというのは、きちんとそろそろ考えてもいいかなというふうに思っています。というのも、稼働していらっしゃる事業者さんも今、60ぐらいということですし、数だけ増えてもいいという問題でもないのかなと。一方で、受理件数は増やしていきたいという思いは変わらないというふうに思いますので、事業者の中で稼働しているところなのか、ちょっとどういった指標がいいのか、何とも言えないですけども、報告を受けて、もうちょっと分析を、大分時間もたってきたところなので、どういう事業者に、すみません、数だけ増えてもあまり意味ないんじゃないかと言っております。かつ、やっぱりこのADRを受けてくださる事業者さんというのも、うまみがなければ続けられないということもあるので、受理件数に対して溢れてきたとき、溢れないようにするためにはどういう事業者がどれぐらいからいいのかということをもう一度、立ち止まって考えていくのが必要かなというふうに考えております。先ほどお話ししていたeBayみたいなプラットフォームのところは、もう事業として必要性があるでしょうし、弁護士会は公益性としてやっていただかなくては困ると思えますし、ほかの事業者でも耐え得る制度となっているかというのは、受けてくださるところがあってこそだというふうに思っていますので、その点はよろしくお願ひいたします。

○石田司法法制部参事官 ありがとうございます。その点も踏まえて検討させていただこうと思っております。

○小川座長 ほかに御意見、御質問はありますか。

ちょっと最後に私から質問と意見を述べさせていただきます。

まず、先ほど井上委員からの質問でもあったように、裁判所との調停の違いは何なんだろうか、ほかの認証ADRとの違いは何なんだろうか、ひとつ、裁判所の調停と比較して言うと、それに比べて優れているところってどこなんだろうということをもうちょっとPRしてもいいのかなと。私も弁護士ですから、裁判をやるのか、調停をやるのか、ADRにするのか悩むときに、幾つかのポイントでADRを選ぶということがあって、それは結構人それぞれだと思んですけども、認証ADRのいいところということをもう少しPRしてもいいと思うんですが、いいところということをどういうふうにお考えなのかと、それをどういうふうにPRに結びつけていけばいいのかということについて、お考えがあればお聞かせいただければと思います。よろしくお願ひします。

○石田司法法制部参事官 非常に厳しい御質問だなと思って伺っておりました。裁判所の調停も非常に優れた制度だと思っているんですが、ADRにつきましては非常に専門性の高い人たちが自分の専門分野の紛争を取り扱うということで、例えば子供をめぐる紛争に関して言えば、面会交流支援なんかをやっている事業者さんが認証ADRもやっているということで、裁判所では1回終わってしまえばそこまでのものを、継続的な面会交流支援につなげていくとか、手厚いサポートというのが、ひとつ売りになっているのかなと思っております。また、聞きますと、裁判所の別席調停というものに対決するではないですけども、同席させて当事者間の関係を修復させるみたいな発想も最初の頃にはあったというようなことも聞いております。ただ、最近は裁判所の手続もデジタル化して利便性が高まっている中で、昔ながら

のADRで果たして差別化といいますか、ADRの方がここがいいんだよということを言えるのかというのを非常に疑問に思っているところで、まさにそこを今検討しているところです。

土日とか夜間の時間帯でも、例えば、チャットで自分の言い分を伝えられるというような、特にODRの利便性というものは、裁判所ですとどうしても期日というものに縛られて、それも2か月に1回とかということになりますけれども、チャットで昼夜、祝日等も対応してくれるというような事業者が増えてくれば、スピーディーな解決というところが、ひとつ売りになってくるかなと思っております。それに対応した事業者も少し出てきているところで、今後そういった事業者を少しでも増やしていきたいなと思っております。

以上になります。

○小川座長 ありがとうございます。裁判所の、特に錦糸町は遠いですし、時間もかかりますし、あと向いている、向いていないということもあると思うので、それはなかなか一般の人に分からないと思うので、何かもうひと工夫あれば、私はADRの方が向いているというふうに思う人も出るのかなと思った次第なので、よろしくお願いします。

ほかにございますか。

それでは、質疑は以上とさせていただきます。

司法法制部におかれましては、本日委員から出された意見も参考に、評価書や予算要求の内容について検討されるなど、改善につなげるようお願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、「民事行政の適正円滑な処理～相続土地国庫帰属制度の円滑な運用～」について、民事局から説明をお願いいたします。

○清水所有者不明土地等対策推進室長 民事局で所有者不明土地対策等推進室長をしております清水でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、相続土地国庫帰属制度の円滑な運用について御説明をいたします。資料の4ページを御覧ください。今回の政策評価の対象となりました相続土地国庫帰属制度は、昨年の4月から開始した新制度となります。実際の運用を踏まえて、国民への周知広報、関係各所との連携、土地の有効活用促進の3点について、さらに効果的な取組を実施することができないか検討しているところでございます。本日は、制度概要ですとか運用状況を説明した後、これら3点の課題を掲げた背景などについても御説明したいと思っております。委員の皆様から、現状の評価ですとか今後の方向性などについて御助言をいただければと思っております。

最初に、相続土地国庫帰属制度の概要について御説明をいたします。資料の6ページを御覧ください。相続土地国庫帰属制度は、所有者不明土地の発生予防の観点から措置されたものでございます。土地を相続したものの、その土地を手放したいと考えている方が増加していること、また、望まぬ土地を取得した相続人の負担感が増しており、それが土地の管理の不全化を招いていることなどが背景となって、令和3年度に法律が成立し、令和5年の4月27日から開始されたものでございます。

制度の概要を申し上げますと、相続や遺贈により相続人が土地を取得した場合に、一定の要件の下、その土地を国庫に帰属させることを可能とするものでございます。例えば、建物が存在する土地、担保権が設定する土地などというのは、今申し上げました一定の要件に当

てはありますので、これは該当にならないということになりますし、また、崖地ですとか埋設物がある土地などというのも対象から除外をされております。このような土地を対象から除外したのは、どのような土地でも国庫への帰属を認めるとなりますと、土地の管理コストが国に転嫁されることになるほか、土地の所有者が土地を適切に管理しなくなるというモラルハザードが発生するおそれがあり、これを防止するためとされております。さらに、国庫に帰属した土地につきまして生ずる管理費用というのは、長期間にわたって国民の負担で賄うことになる、この制度の下で国庫に帰属した土地そのもの自体の管理というのは国が賄う必要があるということでございますけれども、そのようなことから、実質的な公平を確保するという観点から、今申し上げた費用の一部につきましては、国庫帰属が認められた申請人の方に負担させることが適当であるというふうにされておまして、国庫への帰属が承認された土地につきましては、10年分の土地管理費に相当する負担金を納付するというふうにされております。

資料の9ページでございます。この制度に関する審査事務というのは、全国の法務局、地方法務局において実施しておりますが、その審査に際しましては、地方公共団体等の寄附受けのニーズにも配慮し、地方公共団体に情報提供するということをしております。また、国庫に帰属した後の土地の管理につきましてですけれども、これは管理する予定庁、いわゆる管理庁というのが決まっております、具体的には財務省、農林水産省、林野庁になりますけれども、これらの省庁さんとも連携させていただいて、事案によっては申請された事案についての現地確認なども一緒にしたりですとか、あるいはそれぞれ承認に際しての意見をいただいたりですとかというところを通じて連携をしているところでございます。

資料の10ページでございます。こちらは審査フローをまとめた図表となります。承認までの標準的な処理期間、8か月と設定しております。多くの申請はこの標準処理期間で処理することができておりますが、他方、例えば土地の上にごみなどがあって、その撤去に時間がかかるですとか、あるいは北国の方にはなるんでしょうけれども、積雪のため境界の確認をすることができない期間がある、こういった事情がある事案につきましては、今申し上げた8か月よりも長期化しているものもございます。

次に、運用状況について御説明をいたします。制度の開始から昨年度末、3月31日まででございますけれども、申請状況を見ますと、申請件数は1,905件となっております、そのうち248件について帰属が認められております。なお、速報値となりまして、資料の方には記載しておりませんが、制度を開始してから、開始したのが昨年4月27日で、これを本年4月末日、約1年として見た場合の件数でございますけれども、申請件数が2,030件、帰属件数が341件となっております。

戻りますが、本年3月末までの申請のうち申請を却下、不承認としたものというのが18件ございます。また、申請人から取下げの意向があったものというのが212件となっております。この取下げ212件のうち約半数の111件につきましては、地方公共団体の寄附受けですとか、あるいは農地あっせんなどの有効利用につながった事案でございまして、取下げという表現をしておりますが、申請人側からしますと、土地を手放すという当初の目的は達成されたといえるものでもございまして、その点からは、法務局から地方公共団体等への情報提供が功を奏したものと考えております。また、この取下げというものの数字の見せ方につきましては、少し工夫が必要かなというふうと考えておまして、取下げという言

葉のネガティブなイメージと異なる観点の見せ方というのも検討していきたいというふうに考えてございます。

加えて、全国の50の法務局におきまして、制度開始前、令和5年2月からということでございますけれども、制度開始前から制度利用に関する事前相談というのを承っております。昨年度末まで、3月31日まででございますけれども、延べの相談件数につきましては約2万5,000件となっております。これに加えて法務本省、我々の方にも毎日数件程度問合せというのが来ているところでございまして、今後も当分の間は承認申請というものはされるものというふうに見込んでいるところでございます。

その上で、課題等について御説明をいたします。資料の12ページでございます。所有者不明土地の発生予防の対策としてこの制度が開始してから1年程度が経過したところでございますが、この期間における運用状況を見ている限りでは、これから述べるような3つの課題が明らかになってきたのではないかとというふうに考えてございます。まず1つ目といたしまして、国民への周知広報に関する課題、次に2つ目といたしまして、関係各所との連携に関する課題、そして最後に3つ目といたしまして、土地の有効活用促進に関する課題でございます。それぞれについて、私どもが抱えている問題意識を申し上げます。

資料14ページを御覧ください。まず1つ目の国民への周知広報に関する課題についてでございますが、所有者不明土地の発生予防のため措置された制度でありまして、国民の幅広い層に制度の存在を認知していただくとともに、実際の制度利用に際しましては、どのような土地が対象となるのかですとか、あるいは申請をするためにはどのような書類を用意する必要があるのかなどといった、申請するのに必要な情報を御理解いただくような周知広報、それぞれ2つが必要なのではないかとというふうに考えております。

資料の15ページでございます。幅広い層に制度の存在を認知していただくためには、これまで制度の概要を記載したリーフレットですとかフライヤーというものを、その審査を担当する法務局ですとか、あるいは地方公共団体、司法書士、土地家屋調査士などの資格者団体に配布したほか、YouTubeですとかXなどのデジタルメディアなども活用して広報を実施しているところでございます。また、不動産関連の関連団体から講師、講演等々の依頼がございましたら、これにも積極的に応ずるなどして、認知度の向上というところに努めているところでございます。

資料の17ページでございます。しかしながら、というところになりますけれども、昨年8月に実施したアンケート調査では、60%が全く知らないと回答しておりまして、まだまだ広報が不十分なのではないかというふうに認識したところでございます。国民全体への周知というのがベストではございますけれども、制度開始から間もない現時点におきましては、国民全体への周知までは、なお相応の時間を要するものと考えておりまして、本制度の利用について現に高いニーズを有する層や、潜在的に高いニーズを有する層に狙いを定めて周知広報を実施していくということも考える必要があるだろうと考えておりますし、あるいは広報媒体、先ほど申しましたリーフレットなどにつきましては、二次利用を許諾する旨を明記するなどして、情報の拡散性を高める工夫というのもしていきたいというふうに考えてございます。そのため、現状の認知度を把握するための有効な指標ですとか調査方法、あるいは本制度の利用について高いニーズを有する層に対する効果的な周知の方法などについて、御助言などがございましたら、いただきたいというふうに考えております。次、20ページで

ございます。効率的な事務処理というところにつながるテーマでもございますけれども、申請を考えている方々につきまして、制度の内容を十分に御理解いただいた上で申請をしていただくということが必要と考えております。そのため、事前の相談なども、見やすく整理した申請の手引なども用意して、これを配布して丁寧に説明しているところでございます。ただ、このような対応をしても、対象とならない土地、先ほど申しました担保権ですとか建物があるという土地というのが対象とならない土地でございますけれども、このような土地と知らずに申請する方もいらっしゃる、それが審査期間の長期化にもつながっている側面というのが否定できない面もあるものですから、この辺、事前の周知というところで、さらなる工夫というのを考えていきたいというふうに思っております。

次、資料2 2ページでございます。関係各所との連携というところでございますけれども、新規制度ということもありまして、地方自治体等の担当者の理解不足に起因した、照会したものがなかなか返ってこないという回答遅延でございますとか、あるいは承認、不承認ということについての考え方をめぐって、先ほど申しました管理予定庁である財務省、農林水産省、林野庁といったところの担当者との意見の相違などというのも、やはり新規制度であるがゆえということではありますけれども、このようなことがいまだあるという状況でございます。このような課題の解消に際しましては、審査の円滑化、迅速化をやはり図っていくという必要がございますので、2 3ページに掲げたような工夫をしているところでございます。

2 4ページを御覧ください。2 3ページに掲げたような工夫が一定程度、機能してきたというふうに考えているところでもございますが、他方において、これは4月になってからということで分かったものでございますけれども、担当職員が人事異動によって替わってしまうということで、またそこから、その理解を深めていくということになっており、理解度がリセットされてしまうということが一部出ているというところもございます。その点、次年度に向けては、担当者の引継ぎというのをしっかりさせていただくなどして、継続的な関係協力を築いていく必要があるのだろうというふうに考えているところでございます。

委員の皆様におかれましては、現状の関係各所との連携のための取組に関する評価ですとか、あるいは今後も継続的に円滑な連携体制を確保していくために有効と考えられるアプローチの方法などにつきまして御助言等々ございましたら、いただければと思っております。資料の2 6ページでございます。最後、土地の有効活用促進に関する課題でございます。先ほども述べましたように、この制度を活用して土地を国庫に帰属させるには、1 0年分の管理費用に相当する負担金を納付していただく必要がございます。この点、資料2 7、2 8ページにつながりますが、他方、例えば地方公共団体の寄附受けなどの有効活用の方策が見つかりますと、この負担金というものは納付する必要がなくなりますし、結果として土地の利用の円滑化にもつながるということにもなります。ただ、我々の持っている国庫帰属の制度以外の方法で土地を手放す仕組みがあるということがあまり知られていないというのが実情でございます。

そのため、今後さらに意識して取り組んでいくのは、申請人の負担軽減というふうに考えておりまして、例えば、少し戻りますが、1 1ページに掲げさせていただきました表、これをもう少し活用するような形をして、相続した土地を手放す選択肢としてどういうものがあるのかということ、もうちょっと焦点を当てて広報していくということも大事なのかなというふうに考えているところでございます。また、これらの対応策のひとつといたしまして、

これまでの事案を前提に、有効活用に至ったケースなども紹介していくことが必要なんだろうというふうに思っております。この点はホームページ等々も活用しながら、こういうものが有効活用につながっていることを何らかアピールできるようなものを考えていきたいというふうに思っております。

資料の33ページでございます。今申し上げたような課題を踏まえまして、相続土地国庫帰属制度の我が国社会への定着に際しましては、1つ目といたしましては、国民に制度を知ってもらうこと、2つ目といたしまして、国民にとって使いやすい制度であること、3つ目といたしまして、国民の負担を減らすスキームを用意すること、これらが必要と考えているところでございます。そこで、このような運用が実現するよう、水色の背景色を着色した部分に掲げているような各種の取組というところを考えているところでございます。この点につきまして、本日の御意見、御助言なども踏まえてブラッシュアップをしていきたいというふうに考えているところでございます。

説明は以上となりますが、このような取組を通じまして、相続土地国庫帰属制度の円滑な運用を実現していきたいというふうに考えておりますので、皆様方の御意見などをお借りしたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。説明は以上でございます。

○小川座長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。御意見、御質問のある委員は挙手をお願いします。

井上委員、お願いします。

○井上委員 井上です。御説明ありがとうございます。今回の政策の御説明をいただいた中で、一番重要な目的は「所有者不明土地等の発生防止」であるということに理解をいたしました。この目的以外にも「土地の有効活用」というアウトカムも含まれているので、ひとつの政策で複数の効果を生むというのは私は悪いことではないと思っていますので、「所有者不明土地の発生防止」と「有効活用」が両方できれば、非常に良い話だと思っています。

私の意見としては、アウトカムとして、さらに、「国民の安全を守る」ということを入れたらいかかと思えます。これは「有効活用」よりさらに上位の目的になり得るのではないかと思います。それがこの中に入っていないということがすごく気になります。当初この制度を御説明いただいたときから、特に崖地の話なんです、崖地のところを何で国が積極的に収用というのか、引き取らないのかということに関しては、この場所だったと思うんですけども、御意見申し上げたことがありました。「有効活用」よりよほど大事な政策の効果であるにもかかわらず、いまだに入っていないということがすごく気になります。

ですから、11ページの下のところ、「危険な崖がある土地や土砂災害の危険がある土地も本制度において引き取るべきという声もあるが云々」と書いてありますが、この説明では到底納得できません。要は、法務省のやるべきことではなくて、ほかのところがやる話でしょうみたいな、非常に縦割りの説明になってしまっていて、とても国民にとっては承服できない話、説明になっているというふうに感じます。

当然、モラルハザードとか、それは十分注意して実施していただきたいんですが、実際にその場所を視察して、本当にここは危険であるという土地と、モラルハザードで申請される土地とは、違いを見極められるのではないかと思います。そこは厳格に見極めていただいて構わないと思うんですが、事例がどの程度出るか、多分少数なのかもしれませんが、その崖地によって、今、特に天候不順でものすごい豪雨が降ったりとかして、本当にどこも危険な

状態になっている中で、いざそういう災害が起きたときの事後的な、防災コストとか災害復興コスト、そういうのも合わせたら、これは国が管理コストを過分に負担することにはならないと思います。だから、そこはちゃんと見極めていただいて、これは多少、管理コストにかかるかもしれないけれども、実際、いざ甚大な被害を予防することができるということが想定できれば、前向きに取り組んでいただきたい。例外的な措置なのかもしれませんが、少なくとも今回の整理ではもう全く除外しているような書き方ですし、多分実態もそうなっていると思うんですけども、それは是非前向きに検討していただいて、有効活用プラス、国民の命と安全を守る、財産を守るということも、是非法務省の大きな目的、今回の政策の目的として取り扱っていただければというふうに思います。

以上、意見です。

○清水所有者不明土地等対策推進室長 御意見ありがとうございます。直接のお答えになるかどうかは分からないんですが、この制度を法務省が持っていることのメリットのひとつとして挙げられるのかなというふうに考えておりますが、実は国庫に帰属した土地というのは、先ほど申しました管理予定庁である財務省ですとか農林水産省、林野庁が管理をするということになるのですが、そこに法務省が関与することによって、これは実際の例でございますけれども、管理予定庁からなかなか承認するのは難しいですという意見が来たものについても、できるだけ承認するという法の趣旨に基づいて制度の方は運用しております、それで、先ほど申し上げたような、4月末までで三百数十件というような承認をしているというような結果になっております。

今、先生から御指摘いただいた安全の観点、これは非常に重要なことだと思っております。現行におきましては、どうしても法律に基づく業務運営ということになりますので、この点について今すぐ直ちに何か変えるということとはできないかとは思っておりますが、課題として認識をさせていただきまして、またこの制度、見直しというものもついているものでございますので、その見直しの中の議論の中でも当然、先生の御指摘というのも議論されるべきものというふうに考えておりますので、その中でも今いただいた御知見なども反映させて、検討していきたいというふうに考えてございます。ありがとうございます。

○井上委員 よろしく申し上げます。

○小川座長 ほかに御意見、御質問のある方は挙手をお願いします。

石谷委員、お願いします。

○石谷委員 広報の部分で、15ページですかね、取組の状況のところを共有していただいていると思うんですけども、その中で下段の真ん中ですね、X投稿のビューというのを一応数字として出していただいていますけれども、一般的に、言わば民間でもそうですけども、特定商材を別に売り込みたいわけでも何でもないのに、これはこれとして当然、一応参考として見ておかなければいけない数字だと思ってしまうんですけども、同時に、ちょっとキーワードをどう設定するか難しいところはあるんですけども、仮に、例えば国庫帰属みたいな形で、そういったことがSNS全体として話題なり、こういうものがあるよ、と紹介してくれたみたいな、そういった投稿が増えていけば、結果的に利用は促進されるはずなので、自分たちのアカウントだけではなくて、もうちょっと広く関連するものに関する投稿が増えるというところも一応指標に入れておいた方が、どうしても特に行政のアカウントだと、本当に直接的に関連性でもない限りなかなか積極的に投稿するということはない、なのでそういっ

た、でも結果的にうまくいっている、民間でもそうなんですけれども、よく分からないけれども何かうまくいっているねというのは、結構SNSというのはおしゃべりの場なので、毎日誰かがどこかで話題にしている、課題にしているということであれば、自然とその認知が広がるという認識にしてもらって構わないと思いますので、それを指標のひとつとして入れていただいてもいいのかなと思いました。

以上です。

○清水所有者不明土地等対策推進室長 貴重な御意見ありがとうございます。検討させていただきたいと思います。

○小川座長 ほかに御意見、御質問のある方、挙手をお願いします。

横田委員、お願いします。

○横田委員 ありがとうございます。最終的に、国民側にとってどれぐらいの期間でどういった広報をして何をすれば、より使っていただけるものになるのかというところの話を一緒にしていければと思って、まず質問なんですけれども、周知広報に当たって、当事者となる方、あるいは潜在層にターゲットして、これからより周知広報を進めていかれるというお話をされていたんですけれども、今、具体的に誰がその対象で、どのようなことをお考えかというのがあれば、教えていただいてもよろしいですか。

○清水所有者不明土地等対策推進室長 恐らく今、相続土地を持っている方々というのは、年齢層としては40代から上の年齢層なんだとは思っておりますので、そういう方々に何か届くような広報というのが必要なんだろうというふうに考えております。まだ具体的にこういうものをどうこうというところの詰めまでは至っておりません。先ほど申し上げたようなリーフレットの配布ですとか、あるいはXなどを通じた広報というのを考えているところでございます。

これは全てというわけにはいかないんですが、例えば、市町村の固定資産税の部署なんかとも連動して、固定資産税納付書の通知書の納付時期に合わせて一緒に送ってもらうというような取組も、これは同じ所有者不明土地対策の中で相続登記の義務化というのもこの4月から始まっておりますので、その一貫としてやらせていただいているところではあるんですが、土地が国庫に帰属することになりますと固定資産税はなくなってしまいますので、その観点からなかなか、限定的な協力にはなるんですけれども、できればそういうような協力をしていただけるようなところに一緒に取組をすることができれば、我々が考えているような年代層の方々に、我々の国庫帰属制度というのはどういうものかということが届くのかなというふうに考えておまして、そういうものもちょっと考えていきたいなというふうには思っております。

○横田委員 ありがとうございます。実は私、聞けば聞くほど、この制度のことをまだ理解できていないなと思って、すみません、ポイントがずれた質問とかしていたら申し訳ないんですけれども、つまりは40代以降で相続をもうされた後の方が当事者としてのターゲットということで、潜在層というのは近々そういう相続をする可能性がある人ということになるということですよ、なるほど。何までやればいいのかというふうに考えていたんですけれども、まず、これは相続前に相談をするということはあるんですか。

○清水所有者不明土地等対策推進室長 制度一般ということでありましたら、相続前でも相談は承っておりますし、例えば、具体的な例として、こういうものが対象になるか、ならない

かということに関してお答えするというようなことはしております。ただ、申請をするについては、やはり相続した土地を対象にしておりますので、相続がなければそこは対象にならないということになります。他方、その土地がここ最近ではなく、例えば、10年前に相続したという土地でも対象にはしておりますので、場合によっては対象になる場合というの、もしくはあるかもしれませんので、そういうものはできるだけ制度の説明をさせていただいて、申請につなげていくというようなことは、今もしているところでございます。

○横田委員 なるほど、ありがとうございます。相続してから8か月で、今、約8か月かけて最終的に降りるといことなので、もう1個質問なんですけれども、これが相続してから1年以内に決まっていたら、この土地に対する相続税も免除される形になるんですか。

○清水所有者不明土地等対策推進室長 申し訳ありません、勉強不足で、何ともちょっとそこは分かりません。

○横田委員 というのは、どのタイミングで決まって、もしそうなのであれば、相続する前から結構相談しておいて、用意ドンで申請をして、相続税を払わずに済むんだったら、めちゃくちゃ国民にとっては、検討を前向きに早くからするのではないかと思ったりもするんですよ。要は何が申し上げたいかという、期間を短くするとかいうのも考えられると思いますけれども、国民側からは得な話、これを持たないことで固定資産税、要は管理費と固定資産税の関係性によって、うまみがあるから申請を積極的にするだったりとか、相続税分やらないで済むんだったら、早くみんなで相談しておこうみたいな話になるわけなので、結構解像度を上げてターゲティングをして、相続税払わないこと、減ることを喜ぶ、喜ばない官庁もあると思いますけれども、そういったことも含めて、ターゲティングの解像度を上げて広報していくということもあり得るかなと思ったのと、不動産なんかでいうと今、SNSだと、自分の住所を入れたらどのぐらいで売買できるかとか、ぼんともう10秒後に出たりするわけですよ。なので、私の土地、入れたらどんなものだろうみたいな、似たような土地だったら管理費どのぐらいかかっている、固定資産税が今こんなだったらどちらが得かなみたいなことが見える化されたら、より申請のモチベーションも上がるかなというふうに思った次第です。

○清水所有者不明土地等対策推進室長 ありがとうございます。今、資料の11ページの方に他制度との関係でメリ、デメというのをちょっと整理をさせていただいておるんですけれども、まさに今いただいた御意見というのが、こういうところでもうちょっと工夫をしていくようなことにつながる御意見かと承りました。ありがとうございます。もう少しこの見せ方を考えていきながら、申請の方につなげていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○小川座長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

朝日委員、お願いします。

○朝日委員 ありがとうございます。広報のところ、幅広く国民一般を対象としたというところと、ニーズのある所有者、相続の関心がある人というところ、相続に関連しそうなところの認知は良いというところで、そこに対するアプローチの必要もあるだろうというところは理解できました。もうひとつ、一般にいうところは、制度のさらなる活用に当たって必要というところなんですけれども、そのロジックがやっぱりよく分からないところが

あって、必要があれば、先ほどのお話のように、得をするようなインセンティブがあるとか、困っているとか、そういうことであれば解決にはつながっていくので、例えば消防とか警察とか、自分がお世話になることはなくても知っていることが必要というところのフレームと、本当に自分がニーズがあってというところのフレームって大分違うと思うんですね。ベースとして制度インフラとしてこういうものがあります、消防署がありますとか消防サービスがありますみたいに知っておくということの必要性というところが、その必要性のロジックというところが何となく少し見えてこないというか、そこまで知らなくても、もう6割もあるのであれば、あとはもうニーズがあればどんどんつながるんじゃないかなというふうに思えるところもあるんですね。

一方、この制度の趣旨というところから行くと、申請が取り下げても有効活用につながれば、それは効果だというお見立てのとおりだと思うんですが、そういった普通に個人が持っていたのではポテンシャルを発揮し切れない土地というところをきちんと価値を発揮させていくであるとか、崖地は対象外なのかもしれませんけれども、何らか外部不経済を発生させそうなところというのを予防するというような、そういう観点のメリットというのはあると思うんですね。それは、より相続に困っているというその個人の問題だけではない部分に知っていただくロジックとして成り立つような気もするんですね。全体に知っていただくところのフレーミングをしていくに当たって、その社会的メリットは何なのかの整理というところに立ち戻って見るところもあるのかなというふうに思いました。

以上です。

○石谷委員 正直、6割という数字、低くないですよ、全然高いと思うんですよ。なので、やっぱりほかのものに比べて非常に当事者意識が高くなりやすいものだから、そうなんだろうなというのはあると思うので、6割で上を目指しますというのは、うーんどうなんだろうかとというのは確かに。比較的興味の少ないはずであろう20代、30代でも50%近い数字があるので、これをもって認知が低いというふうにするのは、やっぱりちょっと違うかなというの私も思っていたところです。

○清水所有者不明土地等対策推進室長 御意見ありがとうございます。すみません、素人目で見ると、やっぱり数字は高い方がいいだろうというふうな考えがちょっと表に出てしまったのかなと思っております。申し訳ありません。先ほど御指摘いただきました社会的メリットという点、確におっしゃるとおり、こういう制度がありますということを行っているだけでは、なかなかそれは知れ渡らないだろうという御指摘は、まさにごもつともというふうに思っております。冒頭にも御説明しましたとおり、やはりこの制度の背景となっておりますのは所有者不明土地の発生予防、その観点から行くと、土地の有効活用ができれば所有者不明土地も発生しないと、そのようなロジックにはなっているかと思っておりますので、その辺、仕掛けをもう少し工夫しながら、全体的な方法というのは考えていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○小川座長 それでは、そろそろお時間となりましたので、質疑は以上とさせていただきます。

民事局におかれましては、本日委員から出された意見も参考に、評価書や予算要求の内容について御検討いただくなど、改正につなげるようお願いいたします。お疲れ様でございました。

それでは最後に、「法務行政における国際協力の推進」について、法務総合研究所から説

明をお願いいたします。

○川淵法務総合研究所総務企画部副部長 法務総合研究所総務企画部副部長の川淵と申します。よろしくをお願いいたします。私から、まず総論的なところを御説明させていただいて、後に各論的なところは各担当者から御説明させていただきます。

まず、評価の概要でございますが、4ページに飛んでいただけますでしょうか。法務行政における国際協力の推進に関しては、以下のような成果の兆しが見られると思っております。2点ございます。まず1つ目ですが、国際協力部が行っている法制度整備支援に関しましては、支援国に寄り添った内容、方法の支援をこれまでに実施してきた結果、継続的に依頼を受けるような、そういう成果が上がっているというふうに思っております。2つ目ですけれども、我々はUNAFEIとかアジ研とかいっておりますけれども、ここの行っている国際研修でございますけれども、この満足度は100%に近づきつつあり、日本に対する高い信頼関係の構築につながっているというふうに思っております。

他方で以下のような課題、2点が明らかになりつつあると思っております。まず、法制度整備支援に関してですけれども、体制構築、強化という点に関して課題があると思っております。支援対象国からのニーズは近時、多様化しております。例えば、知的財産あるいは国際商取引法といった、先端的とってよろしいかと思っておりますけれども、そういった分野への依頼もあり、今後も増加が見込まれると思っております。こういった新しいニーズに応えられるような体制構築が課題であるというふうに思っております。また、アジ研、UNAFEIの行っている国際研修でございますが、先ほど申し上げたとおり、満足度は高い水準に達しておりますけれども、アラムナイというふうに我々はいっておりますけれども、このネットワークをより強化して、研修後も我が国との友好的関係性を継続する、こういったことがさらなる課題かなというふうに思っております。

次に、法務行政における国際協力の推進について、その背景や全体像等について説明させていただきます。6ページを御覧いただければと思います。言うまでもないことですが、我が国の平和と安全というのは国際社会の平和と安全が前提となっているというふうに思います。この国際社会の平和と安全のためには、国際社会での法の支配のみならず、各国国内での法の支配の確立、あるいは良い統治の実現というのが欠かせないというふうに思っております。我々のやっている法制度整備支援というのは、まさにこれをやるということが大きな背景なのかなというふうに思っております。

それから、では何で我が国がやらなければいけないかというところですが、明治以来、ヨーロッパあるいはアメリカから法制度を我が国の実態に沿う形で導入してきた、そういった経験を生かして、やはり我々ができるということがあるんだろうというふうに思っております。約30年前から東南アジアを中心に法制度整備支援をやってきておりますけれども、まだ下に書いた各国、それぞれ事情はありますけれども、まだこういったようないろいろな国にそれぞれいろいろな事情があつて、こういった各国の現状等に照らして個別にやっていくということが法制度整備支援の意義であり、また難しさであるかなというふうに思っております。

7ページでございますが、今度はUNAFEI、アジ研の行っている国際研修の背景でございます。このUNAFEI、アジ研という組織は1962年に国際連合と日本国政府の間の協定に基づいて設置された機関でございます。法務省、法務総合研究所が運営しており

ます。主な役割、目的としては、アジア、アフリカ等の途上国の刑事司法実務家に対して、犯罪防止や犯罪処遇等に関する国際研修を行っているというところでございます。近年でも人身取引、テロリズム、組織犯罪、腐敗防止、あるいはサイバー犯罪といった様々な国際的な課題がありまして、こういった点について国際連合をはじめとした国際機関と連携して課題に対応しているというところでございます。

8ページでございますけれども、国際協力の推進の全体像でございます。左側2つが国際協力部が行っている法制度整備支援に関する施策、それから右側がアジア研、UNA FE Iが行っている施策でございます。それぞれの目的、方向性、取組内容について記載してございますけれども、各論は以下、申し上げたいと思います。

○野瀬法務総合研究所国際協力部副部長 国際協力部の副部長の野瀬です。お手持ちの資料の大項目3と大項目4について、小官から御説明申し上げます。

まず、10ページに記載してありますとおり、開発途上国の法制度整備支援の目的は、支援対象国における法の支配の確立、社会経済の発展等になります。基本法令、運用マニュアルを含めた関係機関の制度が整備されたり、法曹実務家等の人材が育成されることを目的として事業を行っております。そのために裁判官、検事等の専門家を現地に派遣したり、現地セミナーや共同研究を行っております。

11ページを御覧ください。ここに記載されますとおり、現在法務省から7名の専門家を派遣しています。令和5年度の研修延べ人日は2,127人、研修満足度は85%となっております。なお、研修の満足度については5段階で聴取しており、大変有意義であったが85%、残り15%は有意義であったと回答しております。

令和5年度に実施したプロジェクトは12ページに記載のとおりでございます。11か国で実施しております。ただし、ここで記載しておりますプロジェクトといいますのは、いわゆるJICAの技術支援プロジェクトという趣旨ではなく、各国で実施している法制度整備支援事業のことを指しております。

法制度整備支援のアウトカムについては、13ページに記載のとおりです。ラオスにおける民法典成立、東ティモールにおける不動産登記法や地籍情報法、あるいはスリランカにおける刑事訴訟法改正への貢献などが成果として挙げられております。また、これらの活動を通じた人材育成にも大いに貢献しております。一方、課題としましては、先端・多様化する支援依頼に応えられる体制や支援方法の検討が必要となっているという点でございます。

次に、法制度整備支援の基盤強化の状況、大項目4について御説明申し上げます。15ページを御覧ください。法制度整備支援を持続的に支える体制を構築するため、法制度整備支援に対する理解・関心を高める活動として、研修等を通じて人材発掘等を行い、また、多様化するニーズに応えるため、国際支援体制の強化、オールジャパン体制の強化を行っております。

人材育成研修の実施状況や関係機関との会議の開催件数については、16ページを御覧ください。

この大項目4、基盤強化のアウトカムについては、17ページに記載があります。法制度整備支援の理解関心は増加傾向が示唆されます。他方、高度化・多様化する法制度整備支援に対応するため、国内支援体制の強化や人材の拡充等の検討が必要な状況という課題が発見されております。

○菅野国連アジア極東犯罪防止研修所次長 それでは、大項目5及び大項目6につきまして、国連アジア極東犯罪防止研修所、アジ研の次長の菅野から御説明申し上げます。

まず、国際研修の実施状況についてですが、こちらはアジ研を通じた国際研修の取組となります。19ページの写真の左側ですが、こちらはアジ研の国際研修の集合研修の様子を写したものです。このように各国から刑事司法の実務家が集い、それぞれの知見、経験を共有するとともに、国際的な課題、対策について認識の共有を図っております。写真の右側も国際研修の写真ですが、こちらは少人数のグループワークの様子を写したものとなっております。国際研修には日本からも検察官、警察官、裁判官、矯正や保護の実務家はもとより、テーマによっては出入国管理局や海上保安庁からも参加者を得ており、こうしたグループワークを通じて、日本人を含む研修参加者、各実務家の能力構築、それから関係構築強化を図っているところです。このように、アジ研の研修では各国の能力強化、人材育成を図るとともに、また文化行事などにも力を入れておまして、参加者との良好な関係を築いて国際的なネットワークの構築・維持を図っております。

20ページを御覧ください。国際研修実施の取組状況ですが、コロナ期間の研修実施は困難でしたが、現在は通常どおりの対面による集合研修を行っております。研修の延べ人日、研修の満足度については御覧のとおりでありまして、また教材、マニュアル、資料などの件数について、こちらは昨年度から指標として取り上げているもので、今後は一定期間の推移、年ごとの推移が把握できるようにデータ等を集めていきたいと考えております。

続いて、国際研修実施に関するアウトカムですが、刑事司法分野における各国の能力強化、人材育成がなされ、国際的なネットワーク構築・維持されることを掲げております。研修の満足度が高いとされている点については慢心せず、内容の充実を今後も図り、また、アジ研のノウハウの磨き上げといった点についても引き続き底上げを図っていきたいと考えています。また、満足度向上の次の段階として、卒業生ネットワークの活用・発展というものが望まれております。21ページの写真は2021年に行った国連犯罪防止刑事司法会議、京都で行った国連 kongress での研修卒業生のネットワーク強化のイベントですが、例えば、研修を終えた卒業生たちが研修で得た知見を国に戻ってどのように活用したか、あるいは、国に戻ってからの制度改革にどのように貢献したかといった点について、卒業生のネットワークで知見を共有するなど、卒業後もさらなる能力向上というものを図っていきたいと考えています。

続いて、大項目の6ですが、国連等との連携・協力の状況について、23ページを御覧ください。国連等との協力・連携ですが、国連や他の国際機関の会議に積極的に参加し、知見、情報の収集、共有を図ることでアジ研の刑事司法分野の専門性の向上を目指しております。また、国連や国際機関と会議を共催することで良好な協力関係を築き、例えば国連準則の策定に係る専門家会合を共催することで、その後、準則が採択された後の実施の支援ですとか、日本が行うプロジェクトにおいて国連等からの専門家を得るなどの関係強化を図ってきたいと考えているところです。こちらの写真は、例えば、毎年ウィーンで開催している国連犯罪防止刑事司法委員会という会議の様子ですけれども、こちらでアジ研においてワークショップを開催したり、パネルディスカッションのファシリテートなどを行っているほか、日本政府や他の機関とのイベントでのスピーカーなども務めています。

24ページですが、国連等との連携強化、協力の取組ですが、会議参加について、コロナ

禍においてはかなり数が減少していましたが、現在は対面、オンラインでの参加を図って、件数は増加傾向にあります。また、参加した会議での発信というものも積極的に行っているところです。そして、協力覚書の件数、会議の共催の件数などについても、昨年度から指標として計上し始めたもので、今後、経年変化をフォローできるように努めてまいります。

私からは以上です。

**○川淵法務総合研究所総務企画部副部長** それでは最後に、全体の状況、今後の方向性等について申し上げます。スライド26ページですかね、まず、法制度整備支援の全体のアウトカムとしては、支援対象国の法の支配の確立、経済社会の発展や犯罪防止対策等が進展することだというふうに捉えておりますけれども、これまたなかなか定量的に把握することが難しいものでもございます。あくまでも参考でございますけれども、世界銀行あるいはワールドジャスティスプロジェクトという団体が出しております法の支配指標、インデックスというものがありますので、下に掲げさせていただきました。御覧いただけるように、我が国が支援をしている国は、まだまだこういったインデックスですと厳しい評価がされているという状況にはございます。

それから、次に27ページ、これはアジ研、UNAFEIの方の全体アウトカムでございますけれども、刑事司法分野における各国の能力強化、人材育成がされ、国際的なネットワークが構築・維持されるということであると思っておりますけれども、これに関しまして、今までのアジ研の国際研修に参加した国別の人数というのを挙げさせていただきました。このように非常に多くの参加者が参加して、しかも、右下に書いてあるように、各国で高位高官に昇進したような参加者も多数いらっしゃるということで、これらをいかにうまくこれから使っていけないかなというふうに思っております。

最後の28ページで、今後の方向性でございますけれども、法制度整備支援の基盤強化については、今までも申し上げてきたとおり、支援国に寄り添った支援内容・方法を行っているというふうには私ども、思っておりますけれども、前のページで述べたような、法の支配の貫徹にはまだ道半ばという状況にあります。法制度整備支援を今後とも効果的に行っていくためには、多様化・先進化する要望にどうやって対応していくかというのも課題でございますし、そのためには継続的な支援体制の構築を具体的に検討していく必要があると思っております。また、組織としてノウハウをいかに蓄積・共有していくのかも検討課題だと思っております。

それから、アジ研の国際研修の方ですけれども、国際研修の満足度は高いというふうに申し上げてきましたけれども、研修後のネットワークをどうやって維持・強化するかがやはり課題だというふうに思っております。研修卒業生のネットワークへの継続的な働き掛け方を今後とも検討していきたいと思っております。

以上でございます。是非御意見いただいて、今後の政策の改善に生かしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○小川座長** ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。御意見、御質問のある委員は挙手をお願いします。

井上委員、お願いします。

**○井上委員** 御説明ありがとうございます。この「法の支配」というのは、法務省のこういう会議で勉強させていただくまでは、あまり日常的に聞いたことはなかったものですから、

そういうことは非常に重要であり、法務省が今そういう各国の支援をしているということは非常に大切なことだというふうに思い、理解していたところです。

一方、岸田首相がこの1年間、よく「法の支配」、「法の支配」というのをおっしゃるので、岸田首相もついに「法の支配」というのが大事だということをおっしゃられるようになったかと思い、これは喜ばしいことだというふうに思っていました。岸田首相の使っている「法の支配」というのがどういうものなのかを理解しようと思い、少し情報収集したんですが、まず、首相官邸のホームページの「岸田内閣の主要政策03」という外交安全保障の中で、「法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化のための外交を積極的に展開しています」ということで、主要政策の中にも入っていました。多分この発言が出ているのは、ロシアがウクライナに侵攻したときからこの発言が出ているのではないかと思うんですが、2022年9月21日の国連総会でも、「力による支配を脱却し、国際法の誠実な遵守を通じた法の支配を目指すこと」とか、去年の3月29日の民主主義サミット、ここではロシアのウクライナ侵攻や中国の軍備状況を念頭に、「法の支配は国際社会が守るべき最低限の基本原則だ」という発言をされたりしています。あと、昨年9月19日の国連総会では、「安保理常任理事国のロシアが国際法や法の支配を踏みにじっていると名指しで批判した」という記事が出ていますし、2か月後の2023年11月4日、フィリピンの議会でも中国を念頭に、「法の支配に基づく国際秩序が重大な危機にさらされると指摘」という記事が出ています。私が肌感覚で感じていたように、かなりの頻度で総理大臣自らが「法の支配」ということをおっしゃっているんですが、どうもこの文章を見ると国際法のことをおっしゃっているんですね。

国際法をしっかり守らせることが大事だということです。一方、今日の政策説明は私の理解で言うと、説明のほとんどが各国の、4ページにも書いてありますけれども、対象支援国のニーズに寄り添ってやっていくと。これは平時、ロシアがウクライナ侵攻する前であれば多分これで十分だったというふうに思うんですが、今事態、状況が変わって、各国の支援をするだけでは国際平和は守れないということで、国際法を重視すべきという、首相の発言につながっていると思います。これはもしかすると外務省の管轄なのかもしれませんが、その辺りを知りたいということで、質問をしたいと思います。仮に外務省の所管だったとした場合でも、もしこれが法務省の守備範囲でもあったら、法務省はもっとこれに力を入れて進めなければいけないと思います。もし外務省が担当だとしたら、法務省と外務省はより連携をしないといけないと思います。国内法と国際法は、その国、例えば、ロシアが国内法を守るというのと国際法を守るというのは地続きだと思うので、その辺の連携がされているかどうか、これも役所間の谷間に落ちていないかというのがちょっと心配なところがございますので、その辺り、私はよく分かりませんので、御説明いただければ有難いというふうに思います。よろしくお願いします。

○野瀬法務総合研究所国際協力部副部長 では、まず私から、二国間支援における法の支配についてどういうふうに捉えているかというのを説明した後に、アジ研から多国間の法の支配をどう捉えているかというのを説明します。先生の御質問に対するお答えになっているかどうか分かりませんが、取りあえず今考えていることを申し上げたいと思います。

まず、国際協力部は基本的に、先ほど申し上げたとおり、二国間の支援をやっているわけですが、その中で目指している法の支配といいますのは、先生御指摘のとおり、F O

I P、開かれたインド太平洋とか安全保障という文脈とは少し離れた、その国の国内の法の支配の確立だと思います。では法の支配とは何かといいますと、色々な考え方はあると思いますが、必要最低限の要素としては、全ての権力は法に服するというのが法の支配のエッセンスなんだと思います。二国間協力では、それを目指して、最終的には支援をしています。もっとも、法の支配に完成形はなく、ずっと継続していく営みなんだと思いますが、ある国において、法の支配に向けた営みが継続していくということは結局、その地域社会全体の平和と安全に貢献するはずだと考えています。つまり、二国間支援によって法の支配確立を目指すという営みは、その地域の安定や国際政治の安定にもつながっているのではないかというふうに思っており、そういう意味では、F O I P等にも通じるものがあるというふうに考えています。

**○菅野国連アジア極東犯罪防止研修所次長** アジ研におきましては多国間支援ということで、二国だけではなくて複数の国から専門家を集めて研修を行い、その研修を通じたやり取りの中で、法に基づく刑事司法の在り方、裁判官の独立であったり、検察官の独立であったり、あるいは基本的人権を尊重した刑事手続の在り方といったものの浸透を図っております。ウーンでも国連の多国間会議というものが毎年開催されていますけれども、こうした会議の中でコンセンサスを得ていくということは非常に難しい状況が昨今では起きておりますが、アジ研としましては、そうしたコンセンサスができるような働き掛けを行うなど、多国間での法の支配の浸透、国連のマルチラテラリズムといったものに貢献するように努めている次第です。

私からは以上です。

**○川淵法務総合研究所総務企画部副部長** 大変難しい御質問だと思いますけれども、まさにおっしゃるとおり、法の支配といっても国際法の話をしているのか、各国国内の話をしているのか、場面によって実は、人によっても意味が違ったりしていて、だからこそ、先ほど6ページのところで私の説明のときに、国際社会の平和と安全のためには、国際社会での法の支配のみならず各国での法の支配の確立が欠かせないというようなことを申し上げて、ちょっとごまかしたような形になったんですけれども、まさにおっしゃるとおりでございまして、基本的には各国の国内で法の支配が確立すれば、それが国際的な法の支配にもつながるといふふうに思って、我々やっておりますけれども、国際社会での法の支配というのは、確かに専ら外交政策に関することとございまして、外務省の所管なんだというふうには思っております。

ただ、先生も地続きでというふうにおっしゃったとおり、まさに外務省とも連携して我々の営みもやっていかなければなりませんし、例えば、今月6月28日にも法制度整備支援に関する戦略協議というのが行われることになっておりまして、これは毎年やっているんですけれども、外務省、JICA、それから法務省、我々と、それから法務省の官房国際課と集まって年4回やって、法制度整備支援に関する戦略を考えていくというような会議でございまして、まさにそういう場でも外務省とは連携をして行っているということとございまして、

以上でございます。

**○井上委員** 御説明ありがとうございます。今御回答いただいて、思い出したことがあります。15ページの右側の箱のところに、「高度化・多様化する支援ニーズに対応する国内支援体制の強化云々」で、「オールジャパン体制構築」という記載があります。たしか昔、指

摘したと思うんですけれども、多分閣議決定だったのではないかと思いますけれども、こういうことをオールジャパンでやりましょうと、その主導権は法務省でやってくださいみたいなことが書かれていたので、法務省が是非リーダーシップを取って、主導権を握って、やっていただきたいということを申し上げた記憶があります。現時点において、どこがそのリーダーシップを取るべきかというのは分からないですけれども、当時の私の記憶だと、法務省がリーダーシップを握るべきだし、そういうお墨付きを与えられているようですということをお伝えしたので、是非ここはそういった意味では国際法に関しても法務省が主導権、リーダーシップを担って外務省とも連携していくという御回答をいただければ嬉しいと思っております。

**○川淵法務総合研究所総務企画部副部長** 先生がおっしゃられているのは、もしかしたら法制度整備支援に関する基本方針というのがございまして、平成25年にこれは改定されたものなんですけれども、外務省のホームページにも載っております。それから、毎年出る骨太の方針というものでも累次、法務省のパートに、司法分野における国内外の取組、司法外交を外交一元化の下、オールジャパンで総合的、戦略的に推進するといったようなことが書いてございます。ですので、これは法務省のところに書いてあるので、我々としてはもちろん法務省が中心となってというふうには思っておりますけれども、残念ながら明示的には書いていないんですけれども、ただ、私どもとしては、法制度整備支援を担っておりますのは法総研の国際協力部でございますので、まさに中心となってやっていくと思っておりますし、先生のまさにおっしゃられたような連携の一環として、この法制度整備支援の戦略協議というのもやられておりますので、引き続き外務省等とも連携しながら、法務省が主体となってやっていきたいというふうに思っております。

**○井上委員** ありがとうございます。今日の資料を拝見すると、ロシアはこういった支援対象国には多分なっていないくて、国内法はもう出来上がっているという状態だと思うんですね。だとしたら、そういう国がああいうこと、国際法に違反するようなことを起こしたので、各国への国内法の支援だけでは岸田首相が言っているゴールにはたどり着かないということになり、難しい状況にあるのだと思います。今までどおり国内法をしっかり構築すれば平和が訪れるというようなバージョンから、安保理の常任理事国がああいうことを起こすというこの事態に関して、法務省としても一歩進めた考え、この制度の中でどのように振る舞うのかということを考えないと、今のこの状況、個別の国の支援をしていきますよというだけでは、足りない外部環境になっているというふうに思いますので、今回は実施後の評価の話なんですけれども、今後政策を進めていくに当たって、その辺もしっかり踏まえて御検討いただいて、政策を実施していただければありがたいと思います。ありがとうございます。

**○小川座長** 実は時間がまあまあ迫っております、皆さんの意見を聞きたいところなんですけれども、最後の質問ということで、どなたか。

朝日委員、お願いします。

**○朝日委員** ちょっと聞きたかったことがあるんですけれども、総合評価ということで、この評価の有効性というんですか、ということだと思つたことなんですけれども、要はこういうことをやりましたということで、この研修は日本がお金も出してということ、やっぱりこういう評価は必要なんだなというふうには思います。総合評価としてのターゲットといえますか目的が、当然なんですけれども、説明責任ということになっていて、アウトプット、

アウトカムというところ、非常に御苦労されて示していただいているというふうに思います。なんですけれども、総合評価として、こういったタイプの場合にあるべきところというのは、どちらかという説明責任というよりは改善のためのというウェイトが大きくてよかったんじゃないかなというふうに総体として思っています。

その理由なんですけれども、やっぱりすごく難しいことを、今の話でもよく分かったんですけれども、国際協力のキャパシティビルディングのような話というのは本当に成果が分からないと思うんですよね、平和と安全というふうに聞いてのけぞってしまうぐらいの上位の目標、本当に、そういうネットワークを構築するとか研修をすることかということがその大きな政策目標にどう貢献しているか、アウトカムにどう貢献しているかというのは非常に分かりづらい、プログラムとかプロジェクトとかいうよりは、もうポリシーレベルの話だと思うんです。

そういったときに、要はそこが繋がらない、これをやっても世界平和につながらないという積極的な理由があるわけではない。ある意味、もう今の大枠の時代の中での考え方の話なので、そこを検証しようとするよりは、もうそこは、インパクトについては、ある意味もう自明のロジックの中でやっているわけなので、そうなる、積極的にもう、これをやったら世界平和につながらないよね、逆効果だよよねというのがない限りは、どうやっていったらいいかというところにウェイトをシフトした方がいいんじゃないかなというふうには思いました。例えば、ニーズの多様化というような課題も抽出されていますし、今の枠組みでもうちょっとやってかなければいけない、支援国のニーズ評価みたいなのも分かっていると。そういったところに対してどうやっていったらいいかということなんです。

それに対しては、やっぱり説明責任のための評価をしようというふうな枠組みになってしまっている、あまりエビデンスレベルの高くない満足度評価のようなものを持ってきてしまっているんですけれども、それよりは、それはそれでいいことなんですけれども、もうちょっと質的に、どういった改善があり得るかというようなところの情報を取るようにした方がいいんじゃないかなというふうに思います。いろいろなところの議事録だとか、その研修の講師の方の、要は現場レベルでのコメントのようなものというところから、あるいはそのやったこととか効果があったということよりは、マイナス要因、こうだったら良かったのというような情報を拾ってくる方が、改善にはつながるんじゃないかなというふうに思いました。

ちょっと総合評価の目的設定は、難しいところがある思うんですよね、総合ということなので、こういうふうにやりました、アウトプットからアウトカムにつながりましたという説明責任というところが求められるところはあると思うんですけれども、基礎的な研究開発とか、こういったキャパシティビルディングみたいなものについては、なかなかそこが難しいものなので、質的な調査のウェイトというのを高める、あるいはサマティブというよりは形成的な改善のための評価という方を強めるような方向性というのが今後あるんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

○川淵法務総合研究所総務企画部副部長 ありがとうございます。私どもも、なかなかこの政策評価という形にはまらないなと思って、若干違和感を覚えながらやっていた部分もあるんですが、何か先生のお話を聞いて非常に、目からうろこが落ちたというか、まさにおっしゃ

るような方向性でこれからやっていけば、より良い政策ができるのかなというふうに、非常に意を強くいたしました。本当にありがとうございます。

○小川座長 それでは、質疑は以上とさせていただきます。

法務総合研究所におかれましては、本日委員から出された意見も参考に、評価書や予算要求の内容について御検討いただくなど、改善につながるようお願いいたします。ありがとうございました。

本日の議事は以上です。本会議でのやり取りを踏まえ、上原政策立案総括審議官から発言をお願いします。

○上原政策立案総括審議官 政策立案総括審議官の上原でございます。本日は有識者会議の委員の皆様、御出席いただき誠にありがとうございます。

本日、政策評価案に対して委員の皆様から本当に貴重な御意見をいただき、御説明を差し上げた部局においても大変有意義な時間になったかと思っております。また、同席をさせていただいた私自身にとっても、先生方の考え方とか視点とか、いろいろ伺うことができ、非常に貴重な機会になりました。それは陪席した者も同じかと思っております。本当にありがとうございます。

本日頂戴いたしました御意見を参考にさせていただきながら、今後我々もEBPMアドバイザーの方たちとも一緒に協力しながら、効果的な政策評価に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

最後に、法務行政につきまして全体も、今後も一層の御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げます。私からの御挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

○小川座長 ありがとうございます。

最後に、今後の予定等について事務局からお願いいたします。

○事務局 事務局から今後の予定等について御連絡いたします。

本日の会議でのやり取りにつきましては、議事録を作成の上、後日法務省ホームページで公開を予定しております。議事録の案が整い次第、本日御発言いただいた皆様に内容の確認依頼をさせていただき予定でございますので、よろしくをお願いいたします。

また、本日御意見や御質問を頂戴した政策評価書案につきましては、本年9月頃に予定している法務省事後評価実施結果報告書の公表に向け、今後の方向性の項目を中心に最終調整に入ります。それに加えて、法務省事前評価実施結果報告書につきましても、委員の皆様方に審査をいただくため、本年7月下旬から8月上旬にかけて、第74回となる法務省政策評価有識者会議を持ち回りにて開催させていただき予定でございます。

その後の予定も含めまして、詳細につきましては両報告書の準備が進み次第、委員の皆様方へ事務局から御連絡をさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、引き続き御指導のほどをよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○小川座長 ありがとうございます。

それでは、お時間となりましたので、本日はこれで閉会とさせていただきます。

皆さん、本日は誠にありがとうございました。